

[資料]

現在の神奈川県選挙管理委員・補充員名簿
及び選挙管理委員会関係法令（抜粋）

（令和2年第3回神奈川県議会定例会）

現在の神奈川県選挙管理委員及び補充員名簿

区 分	氏 名	選挙時の所属政党
委 員 長	村 上 健 司	自由民主党
委 員 (委員長職務代理者)	益 田 駿	公 明 党
委 員	安 斉 義 昭	民 進 党
委 員	新 井 敏二郎	無 所 属

区 分	氏 名	選挙時の所属政党
補 充 員	古 沢 時 衛	自由民主党
補 充 員	豊 嶋 輝 慶	民 進 党
補 充 員	服 部 圭 介	公 明 党
補 充 員	向 笠 茂 幸	無 所 属

地 方 自 治 法	地 方 自 治 法 施 行 令	参 考 法 令 (公 職 選 挙 法)
<p>第4款 選挙管理委員会</p> <p>〔設置及び組織〕</p> <p>第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。</p> <p>② 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以てこれを組織する。</p> <p>〔委員及び補充員の選挙〕</p> <p>第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。</p> <p>② 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなつたときも、また、同様とする。</p> <p>③ 委員中に欠員があるときは、選挙管理委員会の委員長は、補充員の中からこれを補欠する。その順序は、選挙の時が異なるときは選挙の前後により、選挙の時が同時であるときは得票数により、得票数が同じであるときはくじにより、これを定める。</p> <p>④ 法律の定めるところにより行なわれる選挙、投票又は国民審査に関する罪を犯し刑に</p>	<p>〔選挙の結果、特定党派に偏した場合の措置〕</p> <p>第134条 地方自治法第182条第1項又は第2項の規定により、選挙管理委員又は補充員の選挙を行つた場合において、当選人で同一の政党その他の政治団体に属するものが2人以上あるときは、その者の中から、得票数により、得票数が同じであるときはくじにより、委員又は補充員たるべき者を定めなければならない。</p> <p>② 前項の規定により委員又は補充員たるべき者と定められなかつた当選人は、地方自治法第118条の規定の適用については、当初から選挙されなかつたものとみなす。</p> <p>第135条 地方自治法第182条第3項の規定により当該補充員で選挙管理委員の補欠を行えば同一の政党その他の政治団体に属する委員の数が2人以上となるときは、その者は、その</p>	

地 方 自 治 法	地 方 自 治 法 施 行 令	参 考 法 令 (公 職 選 挙 法)
<p>処せられた者は、委員又は補充員となることができない。</p> <p>⑤ 委員又は補充員は、それぞれその中の2人が同時に同一の政党その他の政治団体に属する者となることとなつてはならない。</p> <p>⑥ 第1項又は第2項の規定による選挙において、同一の政党その他の政治団体に属する者が前項の制限を超えて選挙された場合及び第3項の規定により委員の補欠を行えば同一の政党その他の政治団体に属する委員の数が前項の制限を超える場合等に関し必要な事項は、政令でこれを定める。</p> <p>⑦ 委員は、地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることができない。</p> <p>⑧ (略)</p> <p>〔任期〕 第183条 選挙管理委員の任期は、4年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。</p> <p>② 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>③ 補充員の任期は、委員の任期による。</p> <p>④ 委員及び補充員は、その選挙に関し第118条第5項の規定による裁決又は判決が確定するまでは、その職を失わない。</p>	<p>場合における同項の規定の適用については、これを補充員でないものとみなす。</p> <p>② 補充員がすべて前項の規定に該当するときは、普通地方公共団体の議会は地方自治法第182条第2項の規定にかかわらず、臨時に補充員の補欠選挙を行わなければならない。</p> <p>第136条 地方自治法第189条第3項の規定により当該補充員を臨時に選挙管理委員に充てれば同一の政党その他の政治団体に属する委員の数が2人以上となるときは、その者は、その場合における同項の規定の適用については、これを補充員でない者とみなす。</p> <p>② 前条第2項の規定は、補充員がすべて前項の規定に該当する場合にこれを準用する。</p> <p>第136条の2 第134条第1項、第135条第1項又は前条第1項の規定に該当する場合のほか、選挙管理委員又は補充員の中同一の政党その他の政治団体に属する者がそれぞれ2人以上となつた場合においては、選挙管理委員会は、くじにより、それらの者の中からそれぞれ選挙管理委員又は補充員の職を失うこととなる者を定めなければならない。</p>	

地 方 自 治 法	地 方 自 治 法 施 行 令	参 考 法 令 (公 職 選 挙 法)
<p>[失職]</p> <p>第184条 選挙管理委員は、選挙権を有しなくなつたとき、第180条の5第6項^(※1)の規定に該当するとき又は第182条第4項に規定する者に該当するときは、その職を失う。その選挙権の有無又は第180条の5第6項の規定に該当するかどうかは、選挙管理委員が公職選挙法第11条若しくは同法第252条又は政治資金規正法第28条の規定に該当するため選挙権を有しない場合を除くほか、選挙管理委員会がこれを決定する。</p> <p>② (略)</p> <p>(※1) 第180条の5第6項 普通地方公共団体の委員会の委員(教育委員会にあつては、教育長及び委員)又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人(当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。)の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。</p>		<p>(選挙権及び被選挙権を有しない者)</p> <p>第11条 次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 削除 二 禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者 三 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。) 四 公職にある間に犯した刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4までの罪<収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あっせん収賄>又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第1条<公職者あっせん利得>の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者 五 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

地 方 自 治 法	地 方 自 治 法 施 行 令	参 考 法 令 (公 職 選 挙 法)
<p>〔罷免〕 第184条の2 普通地方公共団体の議会は、選挙管理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は選挙管理委員に職務上の義務違反その他選挙管理委員たるに適しない非行があると認めるときは、議決によりこれを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。</p> <p>② 委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。</p> <p>〔委員長〕 第187条 選挙管理委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。</p> <p>② 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。</p> <p>③ 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。</p> <p>〔準用規定〕 第193条 第141条第1項及び第166条第1項<small>(※2)</small>の規定は選挙管理委員について、第153条第1項、第154条及び第159条の規定は選挙管理委員会の委員長について、第172条第2</p>		<p>2 この法律の定める選挙に関する犯罪に因り選挙権及び被選挙権を有しない者については、第252条の定めるところによる</p> <p>3 (略)</p> <p>(被選挙権を有しない者) 第11条の2 公職にある間に犯した前条第1項第4号に規定する罪により刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行の免除を受けた者でその執行を終わり又はその執行の免除を受けた日から5年を経過したものは、当該5年を経過した日から5年間、被選挙権を有しない。</p> <p>(選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止) 第252条 この章に掲げる罪(第236条の2第2項<選挙人名簿の抄本等の閲覧に係る命令違反及び報告義務違反>、第240条<選挙事務所、休憩所等の制限違反>、第242条<選挙事務所の設置届出及び表示違反>、第244条<選挙運動に関する各種制限違反、その2>、第245条<選挙期日後のあいさつ行為の制限違反>、第252条の2<推薦団体の選挙運動の規制違反>、第252条の3<政党その他の政治活動を行う団体の政治活動の規制違反>及び第253条<選挙人等の偽証罪>の罪を除く。)を犯</p>

地 方 自 治 法	地 方 自 治 法 施 行 令	参 考 法 令 (公 職 選 挙 法)
<p>項及び第4項の規定は選挙管理委員会の書記長、書記その他の職員について、それぞれ準用する。</p> <p>(※2)</p> <p>第141条第1項 普通地方公共団体の長は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。</p> <p>第166条第1項 副知事及び副市町村長は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。</p>		<p>し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から5年間（刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間）、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。</p> <p>2 この章に掲げる罪（第253条の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後5年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。</p> <p>3～4 (略)</p>